

新潟医療福祉学会誌発刊の目的：グローバルな情報発信の促進

学会員の保健・医療・福祉・スポーツ分野における研究を推進し、主として日本国内関係者と科学的情報を共有する目的のため学会員の研究成果の発信機能を強化する。このために和文もしくは英文の掲載を認める。なお、英文論文は“Niigata Journal of Health and Welfare”の“Instruction to Authors”に従って作成し、和文要旨（600字以内）を添えて投稿すること。

1. 投稿資格

新潟医療福祉学会（以下、学会）もしくは本誌編集委員会より依頼した場合を除き、投稿者（複数著者の場合には筆頭または責任著者）は学会会員に限る。

2. 内容

- 2.1 保健、医療、福祉、スポーツもしくは教養教育やそれらの関連領域に関する学術的内容で、他誌に掲載されていないもの、および他誌に投稿中でないものとする。
- 2.2 投稿区分は、①原著論文、②症例・事例・調査報告、③その他、とし、その具体的内容の指針は以下に示す。
 - ① 原著論文：主題に沿って行われた実験や調査の報告であり、独創的かつ新たな科学的知見をもたらすもの。
 - ② 症例・事例・調査報告：関連する研究者等に「知の共有」のメリットを与え得るもの。仮説検証の意図を持たずとも、また、原著論文ほどの独創性を含まなくとも良い。
 - ③ その他：国内外の各種学術集会・研究会などの内容紹介、学会からのニュースレター、学会会員より寄せられた意見等、本誌編集委員会によって掲載が認められたもの。

3. 投稿の受付、受理、掲載

- 3.1 原稿の投稿：2022年6月1日より、**Editorial Manager**による投稿受付を開始した。投稿された論文の情報は、システム上でいつでも確認することができる。著者は **Editorial Manager** にサインインし、新規投稿をクリックした後、次の手順で投稿作業を開始する。
 - 1.1.1 投稿手順：画面上の指示に従って、適切な論文タイプを選択する（原著論文、症例・事例・調査報告、その他）。
 - 1.1.2 ファイル添付：以下の投稿ファイルを個別にアップロードする。
 - 表紙（Title page）
 - 要旨
 - 本文（DOC, DOCX, RTF 形式）
 - 図表
 - テーブル
 - 補足ファイル（特定の種類の研究のための補足資料を含む）*アップロードされた各ファイルについて、ドロップダウンメニューから該当するアイテムタイプを選択する。

1.1.3 一般情報

- カテゴリーと項目：原稿に記載されている研究分野に最も近いカテゴリーを1つ選択する。
- キーワード：原稿の処理速度を上げるために、キーワードを追加する（任意）。キーワードは簡潔かつ正確なキーワードを追加する。
- 審査希望：投稿原稿を評価すべきでない編集者や査読者の名前と、その理由を記入しする。
- 追加情報：編集・出版方針に関する14の必須項目を読み、同意する場合はチェックボックスにチェックを入れる。
- コメント：ジャーナル事務局に送りたいコメントがあれば入力する。これらのコメントは、編集者や査読者には表示されず、採用された場合、出版される論文にも表示されない。
- 原稿データ：Editorial Managerは、以下の情報を収集するために、原稿から詳細を抽出する。これらの情報が正しいかどうかを確認し、不足している情報があれば記入する。
 - 表題
 - 欄外表題（ショートタイトル）
 - 要旨
 - キーワード
 - 著者リスト
 - 研究助成情報

1.1.4 ジャーナルへの送信：必要な情報をすべて入力したら、最終画面で **Build PDF for Approval** をクリックする。投稿されたファイルは、システムによってPDFに統合された原稿が確認可能となる。**Approve** をクリックすると、ジャーナルに送信され投稿タスクが終了となる。著者には、投稿の進捗状況を確認するための原稿番号が記載された確認メッセージが送信される。

3.2 原稿の作成

1.2.1 原稿の構成：原稿は以下のファイルを個別に作成する。

- 表紙
- 要旨
- 本文
- 図（必要な場合）
- 表（必要な場合）

3.3 論文掲載の可否は、査読者による審査を経て本誌編集委員会によって最終決定される。

3.4 掲載の順序は、投稿区分においては①原著論文、②症例・事例・調査報告、③その他とし、各区分内においては原則として掲載許可順とする。

3.5 校正は原則として初校のみ著者校正とするが、その際に大幅な内容の変更や追加は認めない。

4. 著作権

本誌に掲載された論文などの著作権は学会に帰属するものとし、その承諾無くして他誌に掲載することを禁ずる。

5. 倫理および利益相反

- 5.1 本誌に掲載される論文等は、倫理面に十分配慮されたものであることを原則とする。
- 5.2 人体ならびにヒト組織を対象とした研究は、世界医師会（1964）の「ヘルシンキ宣言」もしくは厚生労働省の「臨床研究に関する倫理指針」に則ったものでなくてはならない。
- 5.3 ヒト遺伝子を対象とした研究は、文部科学省、厚生労働省および経済産業省の「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」に則ったものでなくてはならない。
- 5.4 実験動物を対象とした研究は、日本国内の動物実験に関連する諸法規・指針等に則ったものでなくてはならない。
- 5.5 倫理審査の承認を得た場合には、研究の主体となった機関の倫理審査に関わる組織が発行した承認書等の承認番号を記載するものとする。
- 5.6 投稿論文中に利益相反に該当する記述が存在する場合、存在しない場合いずれもその旨を記載するものとする。

6. 掲載料

- 6.1. 掲載料は無料とするが、執筆規定 3.6.4 および 3.7 に該当する場合には別途料金を徴収する。
- 6.2. 別刷りを希望する場合には、別途料金を徴収する。

附則

1. 本規程は 2015 年 3 月 17 日から施行する。
2. 本規程は 2016 年 3 月 14 日から施行する。
3. 本規程は 2018 年 3 月 16 日から施行する。
4. 本規程は 2020 年 3 月 18 日から施行する。
5. 本規程は 2021 年 3 月 31 日から施行する。
6. 本規定は 2022 年 10 月 5 日から施行する。